

大切なお客様へアドバイスされる際のヒントとして、役立つ情報を発信しています。

相続手続NEWS

令和元年12月発行（第14号）



あんしんの全国ネットワーク 相続手続支援センター®宇都宮

〒321-0953 栃木県宇都宮市東宿郷3-2-3カナメビル4F

☎0120-13-8719 E-MAIL: souzoku-utsunomiya@angel.ocn.ne.jp

URL: <http://www.souzoku-utsunomiya.jp/>

相談をご希望の方は、上記までご連絡ください。案内を郵送いたします。

1. 事例レポート 「介護をがんばった結果」

中村さん（女性）は、ご主人と2人家族です。

ご主人のお母さんは既に亡くなられ、お父さんは一人暮らしをしていましたが、転倒での骨折をきっかけに、介護が必要になりました。

中村さん夫妻は、介護が必要になったお父さんを自宅に呼び寄せ、同居することになりました。

中村さんは、フルタイムの仕事をしなが、愚痴も言わずに、家事に介護に忙しい毎日を過ごしていました。

そんな矢先、ご主人が突然の交通事故でなくなりました。ご主人には弟がいるものの、全く顔を出すこともなく、お義父さんと同居するつもりもないようです。中村さんは、その後も仕事をしながお義父さんの介護を続けました。

仕事をしながら家計を支え、自分の介護までしてくれている中村さんに対して、お義父さんは日頃から大変感謝していました。

ですが、このままでは万が一の時、相続人でないお嫁さん（中村さん）に財産を残すことができません。お義父さんは、遺産の半分を中村さんに残すことを、中村さんと息子さん（ご主人の弟）に伝え、遺言書を作成されました。

それから数か月後、お義父さんは亡くなり、中村さんは遺言通りに遺産の半分を相続することになりました。

今回のケースでは、遺言書があったことで、唯一の相続人であるご主人の弟とも揉めることなく手続を終えることができました。法改正により、相続人でない人が介護をしていた時、財産の一部を相続可能な場合も出てきましたが、確実に渡せるようにするためには、生前に遺言書を作成することをお勧めします。

（事例集No. 487）

※改正相続法の施行（2019年7月1日）により、相続人以外の者の貢献を考慮するための方策（「特別の寄与」の制度）が創設されました。詳しいことは裏面をご覧ください。

目次

1. 事例レポート
「介護を頑張った結果」
2. 特別の寄与に関する
新制度とは

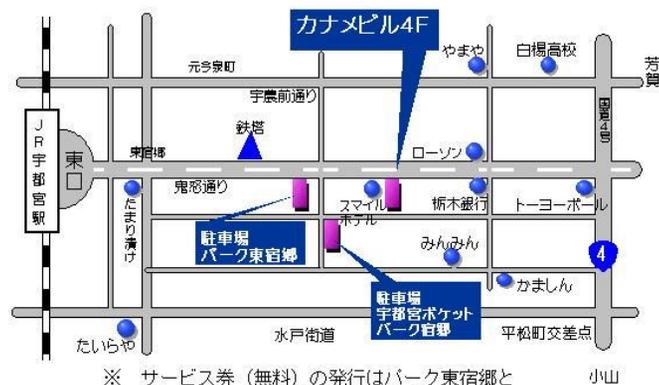
当社 所長 金子益治 は、2019年2月15日病気のため逝去いたしました。ここに生前のご厚誼に深く感謝いたします。後任といたしまして小高記美子が所長に就任いたしました。今後も全社員一致団結して努力いたす所存ですので、なお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

あんしんの全国ネットワーク 相続手続支援センター®宇都宮

宇都宮市東宿郷3-2-3カナメビル4階

☎0120-13-8719

※お分かりにならない時はお電話ください。



※ サービス券（無料）の発行はパーク東宿郷とポケットパーク宿郷のみとなります。

あんしんの全国ネットワーク

相続手続支援センター®宇都宮

全国相談件数 **66,385件** (R元.10.1現在)

相続手続支援センターの社会的使命

「相続に関する手続きをスムーズに行い、経済的な不利益及び心理的ストレス、そして争う相続を最小限にすることによって、家族のさらなる繁栄をサポートすること」

遺産 話し行こう
ご相談はお気軽に **0120-13-8719** まで

2. 特別の寄与に関する新制度とは

先程の事例のように、長年にわたって義父母の介護をしてきたのに、夫は既に亡くなっており、代襲相続人となる子供もいないため、遺産を一銭ももらえない…ということはこれまでも多々発生してきました。この度相続法が改正になり、2019年7月1日以降に開始した相続については、このような場合には、特別寄与料として、遺産をもらうことができるようになりました。

■特別寄与料とは？

特別寄与料とは、被相続人（亡くなった人）に対して無償で療養看護その他の労務の提供をしたことにより、被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした被相続人の親族が、相続の開始後、相続人に対して支払いを請求することができる、その寄与に応じた額の金銭のことです。

民法には、改正前から「寄与分」の制度があり、共同相続人については、被相続人の事業に関する労務の提供又は財産上の給付、被相続人の療養看護その他の方法により被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした人がある場合には、その寄与分を相続分に加えることができました。

しかし、寄与分は、相続人以外は対象外なので、相続人以外の人で特別の寄与をしても、寄与分に相当する財産を遺産から取得することはできませんでした。

これまでの寄与分の制度だけでは、相続人以外で特別の寄与をした親族が報われないので、特別寄与料の制度が創設されたのです。

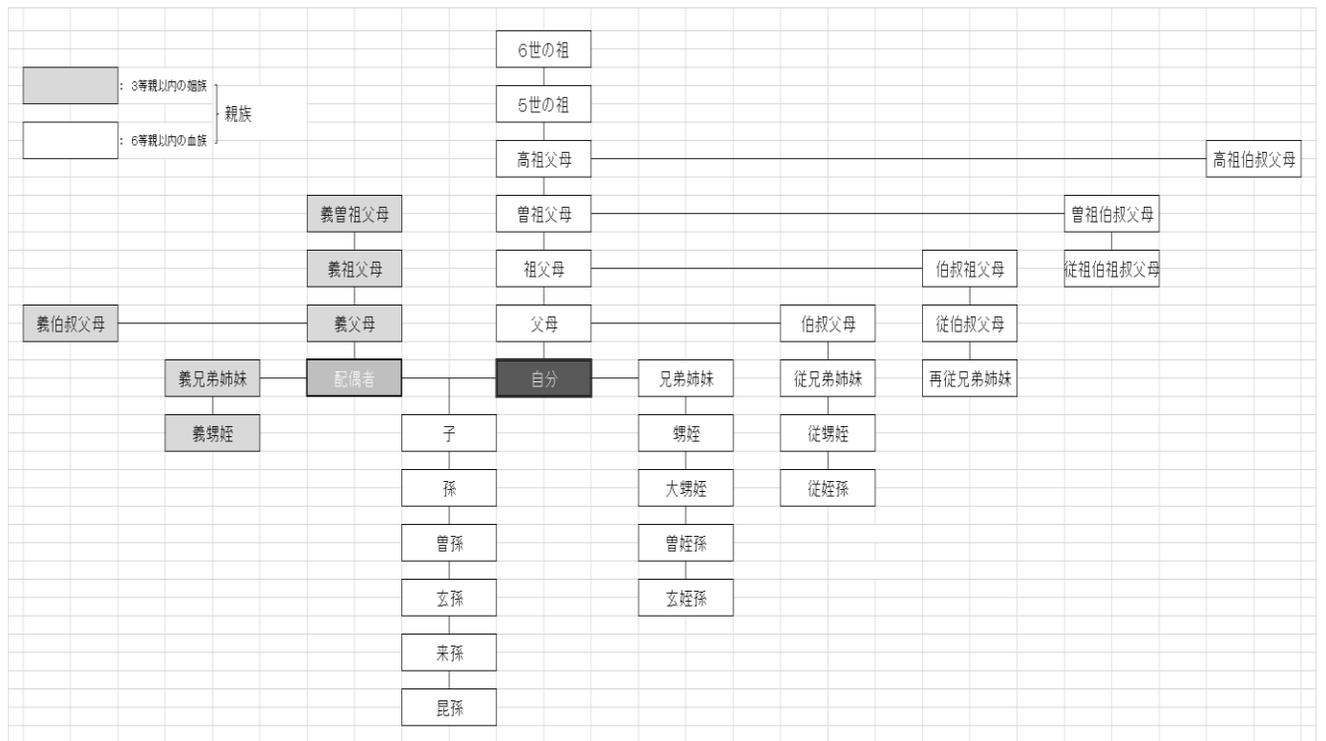
■特別寄与料はどんな人が請求できる？

以下の三点すべてを満たす人が相続人に対し支払を請求することができます。

①被相続人に対して無償で療養看護その他の労務の提供をしたこと
→療養看護のみ、無償で提供したことが条件となっています。

②そのことによって、被相続人の財産が維持又は増加したこと
→例えばこの寄与者の介護により、訪問介護等の費用が節約できたとなれば財産が維持または増加したことになるでしょう。

③被相続人の親族であること
→親族とは、6親等内の血族と3親等以内の姻族のことです（上参照）。



また、親族であっても相続人である場合や、相続放棄をした人など、該当しない場合もあります。

■特別寄与料はだれにいくら請求できる？

特別寄与料は、相続の開始後、相続人に対して支払いを請求することができます。

特別寄与料の額は、被相続人が相続開始の時に所有した財産の価額から遺贈（遺言による遺産の譲与）の価額を控除した残額を超えることができません。

■特別寄与料を請求するためにしておきたいこと

特別寄与料を認めてもらうためには、被相続人への貢献度合いを考慮してもらえるだけの判断材料が必要となることが考えられます。

判断材料として、日付や金額などの詳細、介護日記などの日付のある記録は効果的です。

交通費やおむつ代などの実費に関しては、レシートや領収書で記録を残しておきましょう。

また、それらを兄弟姉妹などの相続人と共有しておくことさらに効果的です。

< 無料相談、取扱商品のご案内 >



0120-13-8719

相続手続きに関するご相談のほか、遺言書や生前贈与に関するご相談等も承っております。
また、エンディングノート「わたしの歩いた道」、「遺言のススメ」を各550円にて販売しております。
ご希望の方はお電話ください。